

(仮称) 袖ヶ浦市こども計画の策定について

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

①子ども・子育て支援法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援の推進を目的として制定されました。

2015年から「子ども・子育て支援新制度」を施行。市町村は、5年ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。

②次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として制定されました。

③子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に制定されました。

④子ども・若者育成支援推進法

ニートやひきこもり、不登校といった子ども・若者の抱える不安や悩みの深刻化などを背景として、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにすることを目的として制定されました。

⑤こども基本法

こどもに関する取り組みや施策を総合的に推進していくために制定されました。

2023年12月には「こども大綱」が閣議決定され、市町村は「こども計画」を策定することが努力義務となりました。

<市町村こども計画>

市町村こども計画は、こども基本法第10条第5項の規定により、「子ども・若者計画」、「貧困対策計画」など、市町村のこども施策に関連する計画と一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援事業計画

(子ども・子育て支援法)

次世代育成支援行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

子どもの貧困対策計画

(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

子ども・若者計画

(子ども・若者育成支援推進法)

(2) 本市の取組

○袖ヶ浦市子ども・子育て応援プラン(第3期) 計画期間: 令和7~11年度

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代

育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定し、子ども・子育て施策を総合的に推進しています。

2 子ども・若者、子育て当事者を取り巻く状況・課題

1. 貧困

全国で貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親家庭で高い割合となっています。

2. 児童虐待

令和4年度の全国の児童虐待の相談件数は過去最多となっております。

3. 子ども・若者への支援

ひきこもり、いじめ、不登校、ニート、障がいなど支援が必要な子ども・若者がいます。

4. 出生数の減少

全国的に、未婚化、晩婚化、晩産化などにより、出生数が減少しています。

5. 子育て当事者の環境

子育てに対して不安を抱えている子育て当事者がいます。子育てと仕事を両立可能とする意識改革が求められています。

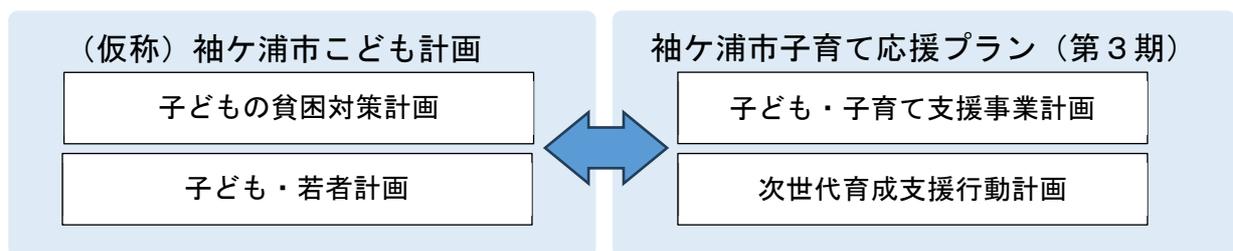
6. 待機児童

保育所等の待機児童は、令和6年度から2年連続で0人となりました。学童保育を含め、今後も利用者の推移を注視する必要があります。

3 計画策定の趣旨

このような現状を踏まえ、「(仮称)袖ヶ浦市こども計画」は、「子どもの貧困対策計画」と「子ども・若者計画」を一体のものとして策定し、先行して推進する「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)」と連動しながら、本市のこども・子育て家庭をとりまく様々な課題に対する施策を実施し、進捗管理を行います。

なお、計画の策定に当たっては、国が定める「こども大綱」及び千葉県が定める「千葉県こども・若者みらいプラン」を勘案して策定します。



4 計画の概要

(1) 計画の対象

こども基本法において、こどもとは「心身の発達の過程にある者」と定義されたことを踏まえ、事業内容に応じて20歳代、30歳代の若者などを加えて、効果的な施策の推進につながるよう柔軟に対応していきます。

(2) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで(4年間)

5 計画策定のスケジュール（予定）

令和7年6月	アンケート調査の実施
7月	アンケート集計・分析（⇒ 調査結果報告書の作成）
8月	意見徴収のためのワークショップの実施
9月	骨子案の作成（子ども・子育て支援会議）
11月	素案の作成（子ども・子育て支援会議）
12月	パブリックコメントの実施
令和8年2月	パブリックコメントの結果報告（子ども・子育て支援会議）
3月	計画の公表